

四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則の一部を改正する規則
四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則（令和2年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>四日市市新型コロナワクチン対策室に関する規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>新型コロナワクチン対策に係る事務</u>を処理させるため、<u>四日市市新型コロナワクチン対策室</u>（以下「室」という。）を設置する。</p> <p>（所管）</p> <p>第2条 室は、<u>健康福祉部</u>の所管とする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナワクチンの接種に関すること</u></p> <p>(2) <u>特別定額給付金の返還金に関すること</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p><u>四日市市新型コロナウイルス感染症対策室に関する規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る事務</u>を処理させるため、<u>四日市市新型コロナウイルス感染症対策室</u>（以下「室」という。）を設置する。</p> <p>（所管）</p> <p>第2条 室は、<u>政策推進部</u>の所管とする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること</u></p> <p>(3) （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室)